

日本ボーイスカウト愛知連盟 三河葵地区

岡崎第8団 規定集

- ・育成会会則
- ・団規約
- ・団会計規則
- ・慶弔費等の支出規約
- ・内規
- ・スカウトハウス等使用について

<制定> 平成18年9月1日(初版)
<改訂> 平成21年9月1日(一部改訂版)
平成23年9月1日(一部改訂版)
平成26年11月1日(最新版)

日本ボーイスカウト愛知連盟三河葵地区 岡崎第8団 育成会会則

(名称)

第 1 条 本会は、日本ボーイスカウト愛知連盟三河葵地区岡崎第8団育成会（以下「本会」という）と称する

(目的)

第 2 条 本会は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規定3-3に定める育成団体の精神に則し、日本ボーイスカウト愛知連盟岡崎第8団の健全なる育成に協力し、これを後援することを目的とする

(会員)

第 3 条 本会の会員は、正会員、賛助会員とする

- 1) 正会員 岡崎第8団に属する隊員の保護者、及び、団、隊指導者
- 2) 賛助会員 本会の目的に賛意をもち、随時後援するもの

(会費)

第 4 条 本会の会費は、別に定める会計規則によるものとする

(会議)

第 5 条 総会は、本会最高の議決機関であり、毎年1回年度当初に開催する
又、必要に応じて臨時総会を開くことが出来る

(報告)

第 6 条 次の事項は、総会に報告されなければならない

- 1) 団及び隊の活動報告及び活動計画
- 2) 予算、決算、監査報告及び団財産

(議決)

第 7 条 議事は、出席会員の過半数の賛成を得て決議されたものとする

(役員、役務)

第 8 条 総会において会員の互選により選出する

- 1) 会長 1名 会務を総理し、本会を代表して、団の運営が円滑にならしめる諸活動を実施する
 - 2) 副会長 若干名 会長を補佐し 会長に事故ある場合は代行する
 - 3) 会計 1名 団会計係と兼務する
 - 4) 監査委員 若干名 本会会計を監査する
 - 5) 幹事 若干名 本会の運営を円滑にし、団との連絡協議にあたる
- 役員・役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない

(年度)

第 9 条 平成28年以降は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日を以って終了する

(付則) この会則は、平成26年11月1日から施行する

日本ボーイスカウト愛知連盟三河葵地区 岡崎第8団 団規約

(総則)

第 1 条 本団は、日本ボーイスカウト愛知連盟三河葵地区 岡崎第8団と称し、団本部を岡崎市中町野添25 真宗大谷派 三河別院内に置く

第 2 条 本団は、有志と隊員の保護者、及び団、隊指導者よりなる育成会によって維持する

第 3 条 本団は、特に規定のない限り、ボーイスカウト日本連盟教育規定により運営される

第 4 条 本団の通常の運営は、団委員会、団会議によって行われる

(役員及び隊指導者)

第 5 条 本団に団委員及び隊指導者を置く

- 1) 団委員長 1 名
- 2) 副団委員長 若干名
- 3) 団委員 若干名 (地区の各委員会数分を基本とする)
- 4) 隊長 各隊に1名
- 5) 副長(補) 各隊に若干名

(団及び隊指導者の任免)

第 6 条 本団の団委員は、育成会の議を経て育成会長が任免し、隊指導者は団委員会の議を経て団委員長が任免する

(団委員、隊指導者の心構え)

第 7 条 本団の団委員及び隊指導者は、品性と経歴において、青少年を託するに足るものであること、また、スカウトとその保護者の信頼に足る人格を有すると共に、社会の信望に応えなければならない

(団の政治活動禁止)

第 8 条 団はいかなる政治団体にも属せず、また、制約を受けない
何人といえども政治目的の為に本団を利用することを許さない

(団委員長)

第 9 条 団委員長は、各隊の活動が日本連盟の諸規定の定めるところにより、円滑に実施できるよう努力する

また、育成会、各隊との連絡を密にし、各隊の運営、諸会議が円滑になるよう努力する

副団委員長は、団委員長に事故ある場合にこれを代行する

(団委員)

第 10 条 団委員は、団委員長を補佐し定められた任務について、団活動が円滑に進行するよう努力する

本団に次の委員等を置く

- 1) 組織拡充委員
- 2) スカウト進歩委員
- 3) 指導者トレーニング委員
- 4) 行事国際委員
- 5) 総務委員
- 6) 会計係

(団委員会)

第11条 団委員会は団委員で構成し、各隊の活動を支援し、活発化し、永続させる責任を持ち、団の運営のため毎月開催を原則とし、次の事項を管理掌握する

- 1) 団の資産を管理する
- 2) 団の財政について責任を持つ
- 3) 集会場、備品及び野舎営実施の便宜を図る
- 4) 各隊指導者の選任について責任を持ち、指導者に対し訓練参加の援助を行う
- 5) スカウトの進歩促進を図る
- 6) スカウトの入退団を管理し、団の加盟登録について責任を持つ
- 7) スカウトの健康と安全に留意する
- 8) スカウト運動の主旨の普及に努める
- 9) 団委員会はスカウトの訓育には直接携わらない

(団会議)

第12条 団会議は、団委員長、副団委員長、各隊の隊長、副長等をもって構成し、毎月開催を原則とする

団委員長が召集し、議長となり、団の教育訓練に関する次の事項を協議する尚、必要に応じて関係団委員の出席を求めることが出来る

- 1) 団内各隊がムラなく進展しているか
- 2) 団内各隊のプログラムの調整。年間、月間プログラム、計画、実施、報告について
- 3) スカウトの入退団、上進、進歩状況、表彰、服装、記章等について
- 4) 補助指導者の選任について
- 5) 予算と執行状況
- 6) 指導者の研修状況（講習会、研修所、実修所、定型外訓練等）
- 7) 育成会・団委員会・地区委員会・地区協議会との関連事項等

(隊員の入隊、移籍、退団)

第13条 本団の各隊隊員として入隊する者は、次の条件を有すること

- 1) 心身ともに健康で、保護者がスカウト運動を理解し、団面接を完了し同意を得た者

- 2) 「ちかい」「やくそく」の実践を誓うことができる者
- 3) 保護者が登録費、県連地区分担金、保険料、育成会費、隊費等の必要経費を負担することができ、保護者会等への出席と団・隊指導者としての協力が得られること
- 4) 移籍
 - ・転入者は担当学区内在住者であり、本団の条件下で保護者の了解を得られれば転出団からの書類をもって手続きを行う
 - 基本的に日本連盟の登録あるものは必ず受け入れること
 - ・転出者は、本団組織委員の準備する書類と当該隊長の記録等をもって転入先の団と連携し、手続きを完了させる
- 5) 退団
 - ・退団せざるを得なくなったものは、本団に対して退団理由を書面にて提出し団委員会の承認を得ること
 - 会費等は返却しない

(入団募集)

第14条 スカウト募集時期は特に定めない

(休隊)

第15条 やむを得ない事由により休隊をするものは、登録費、分担金、育成会費の納入を基本とし、1年間を限りとする

(付則)

この規約は、平成18年 9月 1日より施行する

この規約は、平成26年11月 1日より一部改正施行する

日本ボーイスカウト愛知連盟三河葵地区 岡崎第8団 団会計規則

(総則)

第 1 条 この規則は、日本ボーイスカウト愛知連盟三河葵地区岡崎第8団の育成会及び団の会計について定めたものである

(合併会計)

第 2 条 育成会及び団の財政は、スカウト教育及び団の運営のため運用されるもので、その目的と事業は基をひとつにするため、その会計は合併して処理する

(運営)

第 3 条 育成会及び団の会計(以下、本会計という)の運営に関しては、団委員会が責任を持つ

(担当者)

第 4 条 本会計の事務は、団会計担当団委員がこれを行う

(会計年度)

第 5 条 本会計は、平成 28 年度から 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までを会計年度とする
ただし平成 26,27 年度の会計年度は、平成 26 年 9 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする

(財源)

第 6 条 本会計の収入は、次のとおりとする

- 1) 育成会費
- 2) 維持会費・賛助会費
- 3) 各隊 隊費
- 4) 登録諸費 (日本連盟登録、県連盟分担金、地区分担金、保険料)
- 5) 助成金、補助金、寄付金
- 6) 行事参加費
- 7) 預貯金利子、雑収入等

(育成会費)

第 7 条 育成会費は、正会員及びスカウトが在籍する一世帯につき、年間 7,000 円とする

(主に、スカウトハウスの維持管理費、光熱費、指導者養成費等に使用)

(賛助会費)

第 8 条 賛助会費は、一口 1,000 円とし、毎年何口でも受け付けるが、本会の目的に賛同し、後援する者が随時納入する

(隊費)

第 9 条 団内各隊の年間隊費を定める

ビーバー隊 9,000 円 (内団行事費 1,500 円…スカウト 6 名以上)
カブ 隊 12,000 円 (内団行事費 3,000 円)

ボーイ隊 12,000円 (内団行事費 3,000円)
ベンチャー隊 9,000円 (内団行事費 3,000円)
ローバー隊 0円 (活動の都度必要経費を徴収)
(ローバースカウト登録は、26歳誕生日前日まで)

(登録諸費)

第10条 初期登録諸費として、スカウト、隊指導者、団委員より下記費用実費を徴収するものとする

ただし、9月以降に登録する者は、1)～3)の費用に関して年額の半分を徴収する(日本連盟、県連盟、地区の通達に従う)

また9月以降に登録する者の保険料は、25%引きとする(日本連盟通達)

- | | | | |
|------------------|--------|-------------|---|
| 1) 日本連盟登録費(スカウト) | 2,200円 | (登録期間4月～3月) | |
| " (リーダー) | 3,000円 | (") | * |
| 2) 愛知連盟分担金 | 1,500円 | (") | * |
| 3) 岡崎地区分担金 | 800円 | (") | * |
| 4) そなえよつねに保険 | 800円 | (") | |

* リーダー登録費のうち、800円は団で支払うものとし、デンリーダー、ビーバー補助者は登録費と分担金を団で支払うものとする

平成21年度より団、隊指導者には、日本連盟より年6回発行される機関誌「スカウティング」を購読する義務が生じ、日本連盟登録時に、200円×6回=1200円を同時に支払うこととなったが、岡崎第8団としては、育成会費7000円の中から一括して、団、隊指導者分の購読料を支払うものとする

(助成金等)

第11条 助成金、補助金及び寄付金は、育成会員、団関係者、支援団体など地域の賛同者からこれを受ける

(行事参加費)

第12条 各隊の教育訓練費は、第9条の隊費によって支弁することを原則とするが、隊による特別行事(スキー訓練等)に臨時経費が必要な時や、地区、県連、日連主催事業等に参加する参加者から行事参加費を徴収する場合があります、その場合には行事ごとの特別会計とする

これに参加する団委員・隊指導者も同様とする

(預貯金利子・雑収入)

第13条 預貯金利子、その他雑収入は、本会計に繰り入れる

(予算)

第14条 本会計の予算は、団委員会で編成し、育成会総会の議決を経て決定する

(補正予算)

第15条 本会計予算を修正する必要がある時は、補正予算を計上し、臨時総会の議決

を得て決定する

但、緊急時は、団委員会の承認を得て決定する

(保存)

第16条 本会計に関する帳簿・書類等は、3年間保存する

(決算)

第17条 本会計の決算は、年1回、年度末をもって行い、会計担当団委員が決算書を作成して、団委員会の承認を得る

(監査と承認)

第18条 団委員会は、決算に関し、監査委員の監査を受け、育成会総会の承認を受ける

(付則)

付則 この会計規則は、平成18年 9月 1日より施行する

この会計規則は、平成26年11月 1日より改訂施行する

日本ボーイスカウト愛知連盟三河葵地区 岡崎第8団 慶弔費等の支出規約

1. この規約は、ボーイスカウト日本連盟加盟登録の岡崎第8団登録会員に対して、慶弔費、その他の支出に関して定めたものである
2. 会員の慶弔に関しての儀礼は、次のとおりとする
 - (1) 結婚の場合は、10,000円の御祝料を贈呈する
 - (2) 本人、配偶者、子、同居の両親が死亡した場合は、花輪一对と、10,000円の弔慰金を支給する
3. 前記条項により難しい場合は、団委員会の承認を得て支出する
4. 請求期間は、当該会計年度最終日までとする
5. この規約は、平成26年 11月 1日より改訂施行する

日本ボーイスカウト愛知連盟三河葵地区 岡崎第8団 内規

- 1 講習会、研修所参加費について
 - ・WB研修所、実修所、団運営研修所参加者には5,000円を、ボーイスカウト講習会やその他の指導者研修会、講習会等の参加費用は、全額、団より支給する
指導者手帳については、個人負担とする
 - ・スカウトの講習会等（技能章、宗教章等）は、各隊の隊費または個人負担とする
 - ・飲食を伴う研修等参加費については、2分の1を限度に団より支給する
 - ・その他については、団委員会の承認を必要とする
- 2 世界ジャンボリーなどの海外派遣、日本ジャンボリー等、愛知県連や三河葵地区や団の代表として参加する場合について
 - ・参加スカウトには、5,000円を団より補助する
 - ・県連、地区および団の要請で、指導者あるいは運営役員として派遣に帯同する場合（ローバースカウト含む）は、参加費及び旅費交通費の半額を団より補助する
ただし、補助の上限は1人当たり10万円とし、3項の旅費交通費は支給しない
- 3 旅費交通費について
 - ・団を代表して会議等に出席する場合には、公共交通機関での運賃相当額を支給する
自家用車使用の場合は、走行距離に応じて適正額を支給する
その場合、事前に団委員会の承認を必要とし、報告書を以って団より支給する
ただし、三河葵地区内での行事、会合は除く
- 4 制服について

(スカウト) 先輩の物をリサイクル使用、在庫、サイズ等調整不能の場合は、個人負担とする（帽子、半袖上着、ズボン（CSは半ズボン）、ベルト）・靴下は個人
チーフ、チーフリング、記章類（進級章、組班別章、チャレンジ、特修章等）及びハンドブック類は各隊から支給する

(指導者) デンリーダー（ベレー、半袖上着、長ズボン、ベルト）基本的に在庫品をリサイクル使用し、退任時は洗濯後に返却する。チーフ、チーフリングは団より支給する

在庫、サイズ調整不能の場合は団にて購入費を支給する

隊長、副長、団委員（ベレー、半袖上着、長ズボン、ベルト）基本的には全額個人負担とし、チーフ、チーフリングは団より支給する。

 - *翌年度も指導者を継続する場合は、リサイクル品の継続使用可とするが、個人での購入を推奨する。
 - *8団作業帽は、希望者に1つ1,000円で頒布する
- 5 この内規は、平成26年11月 1日より改訂施行する

日本ボーイスカウト三河葵地区 岡崎第8団 スカウトハウス等使用について

- 1 8団スカウトハウスの使用にあたっては、団の使用を優先し、各隊は、団会議にて、利用の調整を行う
- 2 定例会として、第1土曜日夜は、カブ隊リーダー会議
第2土曜日夜は、団会議
第4土曜日夜は、団委員会 とする
- 3 三河葵地区において使用する場合は、
 - 1) 8団関係の利用が無い場合に限り可とする。(日時、時間帯を団委員長へ申し出る)
 - 2) 鍵の開閉は、8団の鍵保有者(副長以上)に依頼する
 - 3) 冷暖房、湯沸し等の光熱費(別途定める)、およびコピー機使用料(1枚10円)については、地区会計より8団会計に一括支払いすること

【共通事項】

- 1) コピー機の利用については、その都度利用記録簿に記入すること
 - 2) 利用後は、清掃、整頓をし、菓子類等持ち込んだものは持ち帰ること(衛生上)
 - 3) ガスコンロを使用した場合は、必ず元栓、バルブ等の閉め忘れがないこと、及び窓と出入り口の施錠を確認後に帰宅のこと
 - 4) 湯のみ、コップ、やかん等使用の場合は、洗浄後に元の位置へ戻す
 - 5) ゴミ等は、使用者にて持ち帰ること
 - 6) スカウトハウス内は禁酒、禁煙とする
 - 7) 忘れ物がないか閉会前に確認すること。(名前がない場合は、処分します)
- 4 施設名称
- ・スカウトハウス(プレハブ2間*3間) 会議場
 - ・倉庫・集会室(鉄骨、板金) 団、隊備品置き場、少人数集会、会議
 - ・屋外作業場 倉庫(日常使用する備品置き場・マーキーテント、シート類、照明器具、石臼等) 洗い場(使用後は元栓レバーを閉める)
 - ・トイレ下倉庫(ドラム缶くど、ハソリ、コンパネ、お釜、杵、持ちつき用品等)
 - ・物置(農作業用具、清掃用具入れ)
 - ・耕運機倉庫
 - ・石釜
 - ・テント場
 - ・まき置き場(カーポート)
 - ・国旗ポール、道心門
 - ・畑(東、西、小)
 - ・冒険広場